

### 3 . 大阪市水道特定運営事業等実施方針（案）の概要

#### (1) 全体像

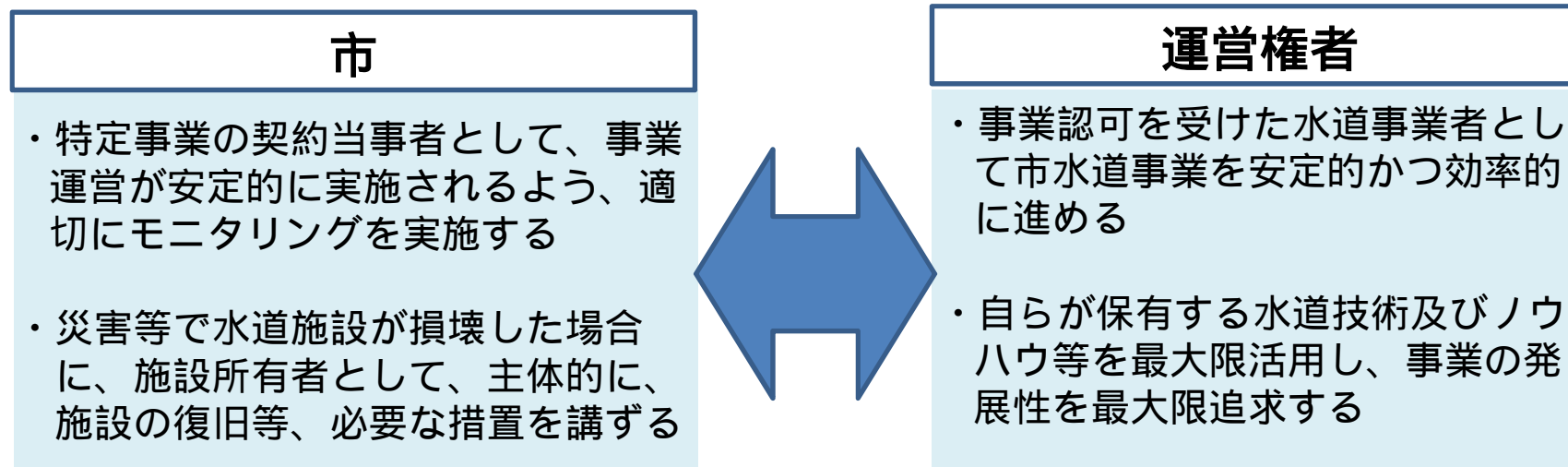
注)この章では、運営会社をPFI法上の名称である「運営権者」と表記している。

大阪市水道特定運営事業等実施方針（案）（以下「実施方針（案）」という。）とは、PFI法第5条及び第17条に基づき、事業の内容、民間事業者の選定方法や事業実施に当たっての市が求める諸条件をとりまとめたもの

実施方針（案） 該当頁番号	実施方針（案）に記載する主な項目
P 9	民間事業者の選定に関する考え方 市が100%出資する会社に運営権を付与すること 将来、当該会社に民間事業者からの出資の受入れにあたっての基本的な考え方 など
P13	特定事業の選定に関する事項 事業期間、運営権の範囲、要求水準書の体系、更新投資の取扱い、運営権者に移管する資産、運営権対価 など
P31	職員の引き継ぎ及びその条件に関すること
P40	市と運営権者のリスク分担に関すること
P42	モニタリングに関すること
P47	運営権の処分、運営権者の株式の新規発行及び処分の制限に関すること
P49	水道料金の上限設定、料金見直しの手続きに関すること
P66	スケジュール
—	その他必要事項

## (2) 事業実施にあたっての基本理念

市と運営権者は、市民生活、都市活動に1日たりとも欠かすことのできない極めて高い公共性を持つ水道事業の特性を認識し、お互いが密接に連携・協力の上、平常時には、常に安全で良質な水の安定供給を確保するとともに、災害等の不可抗力事由により水道施設に物理的損壊が生じた場合においても、早期復旧に最大限努めるなど、事業持続性の確保に向け、下記に掲げる役割を誠実に果たすものとする。



それぞれの役割を最大限果たすことで、安定的かつ効率的に水道事業を進める

### (3) 事業範囲

特定事業(本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業)

市域水道事業に関し、水道事業者として実施する一切の業務

< 業務内容 >

- ・ 水道施設運用に関する業務(水道施設の運転管理、水質管理)
- ・ 水道施設整備計画に関する業務(施設整備計画の策定)
- ・ 水道施設維持管理に関する業務(施設の更新・維持保全)
- ・ 危機管理に関する業務(大規模災害等の復旧対応)
- ・ お客さまサービスに関する業務(水道メーター点検、料金徴収) 等

任意事業(運営権者が特定事業以外に任意で行う事業)

水道施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務

< 例 >

- ・ 他都市浄水場の運転管理業務の受託
- ・ 海外水道事業の受託
- ・ ボトル水の製造及び販売事業 等

## (4) 事業期間

### 30事業年度 運営権設定の日から30年を経過する日が属する事業年度の末日

- ・ 運営権者が、国から水道事業認可を取得していること、要求水準に基づく事業計画書等必要書類が提出され、要求水準等に適合していると市による確認を受けること等が事業開始の条件
- ・ 災害等の不可抗力により、市が、施設の復旧及び当該復旧費用を回収するための期間を確保する必要性を認めた場合、事業期間を延長することが可能

事業期間中、運営権者が以下の行為を行う場合は、市の事前承諾が必要

- ・ 運営権の譲渡
- ・ 運営権に対する担保権の設定
- ・ 普通株式（注）の第三者への譲渡、新規発行

（注）普通株式：株主総会において議決権を有する株式

## ( 契約内容の確実な履行と事業持続性の確保について )

30年間に及ぶ長期契約とする一方で、契約内容の確実な履行を担保する仕組みを導入する。

- ・ 定期的に行うモニタリングによる業務履行の確認、評価のほか、10事業年度ごとに外部有識者機関による事業継続の妥当性の審査を行う。
- ・ 要求水準が達成できていない場合は、市が業務改善等の指示を行う。
- ・ 事業実績の評価は、契約継続を前提とはせず、業務改善の見込みがない場合は契約の解除も想定することを契約書に明記する。
- ・ 一方で、将来にわたり、市域水道事業の持続性を確保することはもとより、適正な料金水準のもとで、市民（お客さま）に高水準の水道サービスを提供し続けるためには、運営権者に対し、事業期間にとらわれず、長期的な視点のもとに責任と使命感をもって、更新投資や事業運営を担える人材の確保、育成を求める必要もある。そのため、契約更新の際に、運営権者のノウハウ、実績を継承する仕組みを導入することについても検討する。

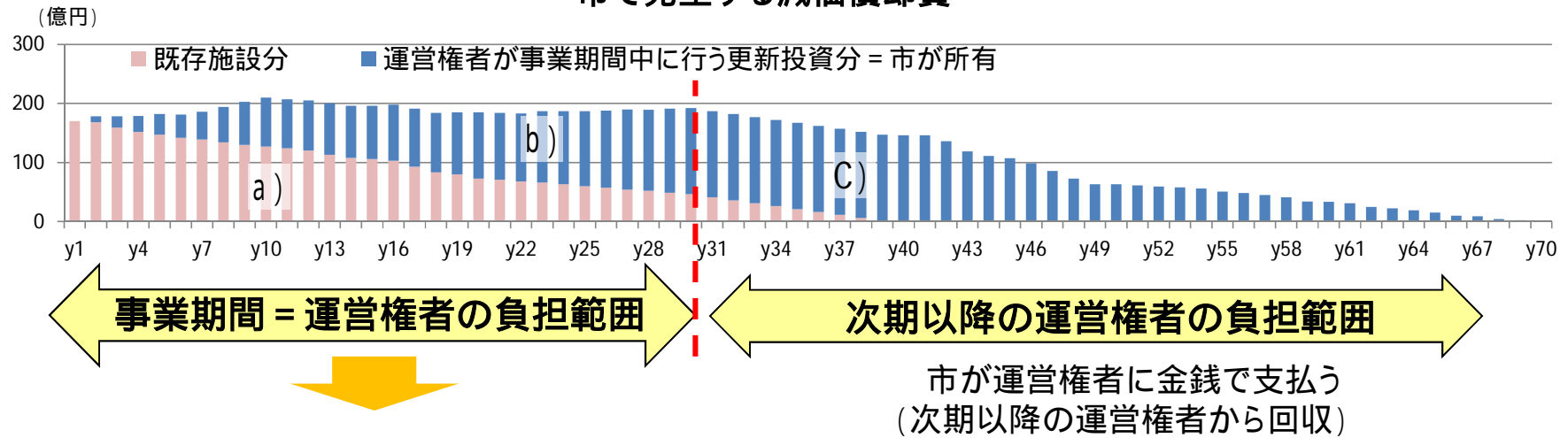
## (5) 運営権者が支払う対価等

### 更新投資に対する負担の整理

- ・ 運営権者が行う更新投資については、以下のような特徴がある。
  - (ア) 事業期間中の更新投資は、運営権者が実施する。
  - (イ) 更新後の水道施設は、運営権者ではなく市の所有となる。
  - (ウ) 水道施設は耐用年数が長期に及び、かつ每期継続的に更新を行う必要がある。
  - (エ) 運営権者は、基本的に投資回収を事業期間内に行う必要がある。
- ・ このような特徴の下、運営権者の各年度の費用計上が、適切な受益と負担の関係に基づき、適正な料金原価を構成することとなるよう、運営権者は、以下のように事業期間中に市で発生する水道施設の減価償却費相当額を負担することとし、契約で定める。
  - なお、これにより、現行の地方公営企業会計における減価償却費と同程度の費用計上となる。
  - a) 既存施設（事業開始日までに市が建設、更新等を行った運営権設定対象施設）に対して事業期間中に市で発生する減価償却費は、運営権者の負担とし、運営権者は、PFI法第20条に基づき、当該発生額を年度ごとに市へ金銭で支払うものとする。
  - b) 運営権者が行う更新投資額のうち、事業期間中に市で減価償却費として発生する分については、運営権者の負担とする。
  - c) 運営権者が行う更新投資額のうち、次期以降に市で減価償却費として発生する分については、次期以降の運営権者の負担とする。
  - なお、当該負担額は、事業期間中、市が一旦立て替えることとし、更新投資の都度、市が運営権者に金銭で支払うものとする。

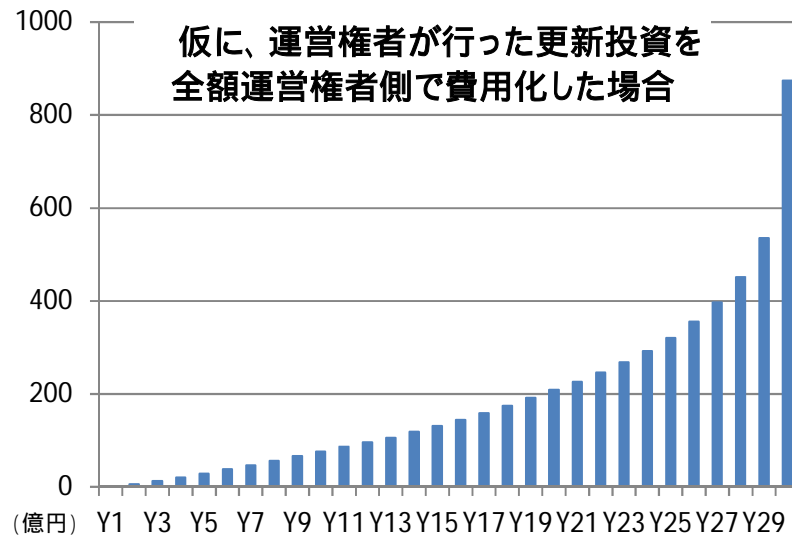
PFI法第20条 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市で発生する減価償却費



運営権者も現行の地方公営企業会計と同じような費用処理が可能

- a) : 運営権者が既存施設の減価償却費相当額を金銭にて支出し費用化
- b) : 運営権者が行う更新投資支出のうち、市から金銭で収受したC)の部分を控除して費用化



支出を事業期間内で費用化するため極端にいびつな費用計上となる

## 更新投資の負担にかかる運営権者の会計・税務処理

なお、更新投資の負担にかかる運営権者の会計・税務処理については、前記（P31～32）の考え方をもとに、関係省庁との協議により以下のとおり確認されている。

### a) PFI法第20条に基づく運営権設定対象施設の建設費等負担金

当該負担金は、契約に基づき、既存施設整備に要した実費の支弁として負担しなければならない費用であるから、市からの請求の都度、債務が確定した「費用」として運営権者の各事業年度の（法人税法上の）損金に算入する。

なお、当該負担金には、既存施設の減価償却費相当額に加え、整備資金として借り入れた企業債にかかる支払利息等を含む。

### b) 更新投資の取り扱い

運営権者が行う更新投資にかかる支出のうち、運営権者が負担する金額のみ（市からの負担金を差し引いた額）を運営権者における費用とする。このうち支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものは繰延資産として処理する。

その場合の繰延資産の償却期間は、支出対象となった固定資産の耐用年数または、事業期間終了時点までの期間のいずれか短い期間とする。

繰延資産：法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう（法人税法第2条第24号）

### c) 市からの負担金収受

更新投資時に、契約に基づき市の負担すべき金額を収受した場合には、収益（法人税法上の益金に算入）に計上しない。（上記b）の更新投資から差し引いて処理）



## 運営権者が市に支払う対価等の考え方

運営権者は、次に掲げる対価等を市に支払う。

(ア) PFI法第20条に基づく運営権設定対象施設の建設費等負担金

(約3,000億円)

【算定】既存施設の整備に市が要した額のうち以下の費用

- ・事業期間中に発生する当該施設の減価償却費相当額
- ・当該建設等の資金として借り入れた企業債に係る支払利息

【支払方法】年度ごとに、発生額を運営権者から市へ金銭支払い

(イ) 公共施設等運営権の設定に対する対価 (約1,000億円)

【算定】事業期間中に市で発生することが見込まれる費用相当額

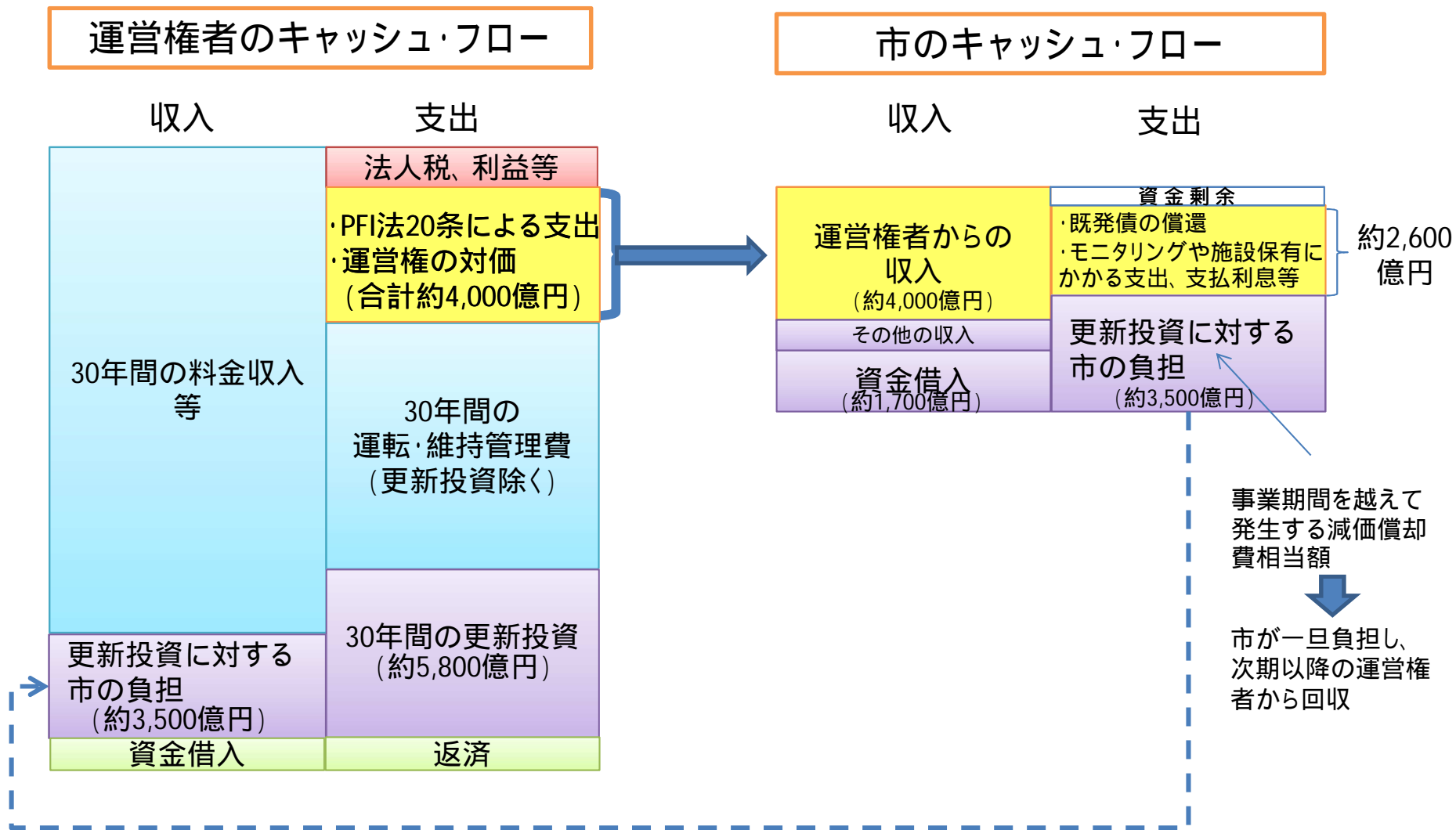
- ・モニタリング経費・新発企業債の支払利息・施設保有上の経費など(上記アを除く)
- ・金額は、運営権者側の収入見込み(料金収入や更新投資に対する市の負担金等)や支出見込み(運転・維持管理費や更新投資支出等)も踏まえ、契約締結の時点で確定

【支払方法】事業期間内で分割して支払うことを基本とする

このほか、市から運営権者へ譲渡する資産(現物出資)の対価として、市に株式を発行する。

## 事業期間における運営権者と市のキャッシュ・フロー

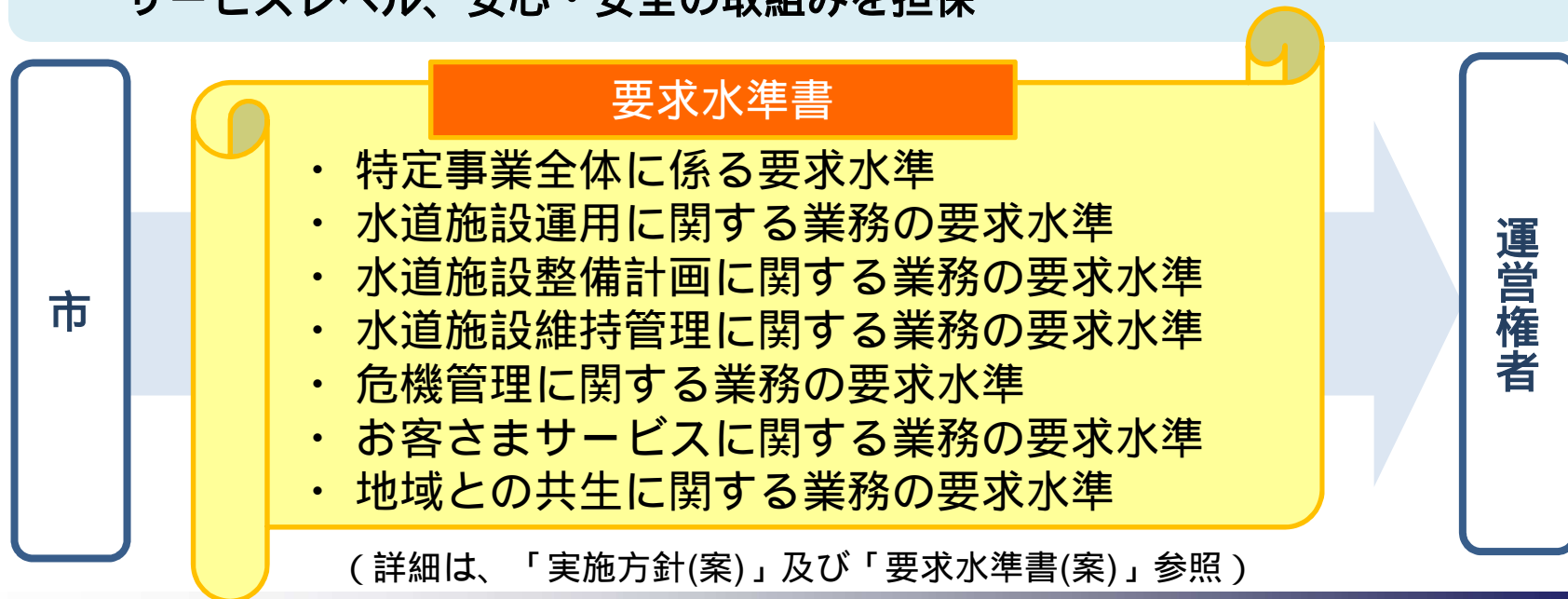
注)金額は、現時点の概算額であり契約時までには確定させる



(6) 市が運営権者に求める要求水準  
 基本的な考え方

- ・ これまで市が水道事業者として提供してきた安心・安全のサービスレベルを維持するため、水質管理、施設整備、危機管理、お客さまサービスなどに関し、市が求める水準を明記
- ・ 運営権者は、この要求水準の内容を満たす事業計画書を策定
- ・ 運営権者は、事業期間中、この要求水準を遵守することが義務付けられるとともに、市が行うモニタリングの基準となる。

市による適切なガバナンスを確保し、市域水道事業における高水準のサービスレベル、安心・安全の取組みを担保



## 水質管理(高水準な安心・安全のサービスレベルの維持)

現状の取り組み内容

### 水道原水の水質に応じた、高度な運転管理の実施

(濁度、薬品注入量、オゾン注入率、pH値、残留塩素濃度等の管理)

- ・オゾン処理及び粒状活性炭処理を付加した高度浄水処理により、かび臭の除去やトリハロメタンを低減
- ・浄水水質は、年平均で水質基準値の1/10～3/10程度の高水準を維持(H16～H25の実績より)
- ・浄水処理工程における濁度管理の徹底
- ・より質の高い水道水供給のためのきめ細やかな残留塩素濃度の管理

### 水質検査の信頼性確保

- ・外部認証機関によるマネジメントシステム「水道GLP」により、水質検査結果の精度と信頼性を確保

### 「水安全計画」に基づく確実な水質管理の実施

- ・厚生労働省が推進する「水安全計画」を策定及び運用し、供給水の安全をより一層高める統合的な水質管理を実施

### 水源から蛇口に至る包括的な水質管理の実施

- ・水道法に基づく「水質検査計画」を含む、水源から蛇口に至るまでの間の水質検査を定めた「水質管理に係る計画」を毎年度策定するなど、きめ細やかな水質管理を実施
- ・水源の特性などを考慮し、国が義務付けている51の水質検査項目を上回る化学物質などの検査を実施
- ・市内に設置している水質遠隔監視装置を用いて、濁度、色度、残留塩素濃度などを24時間連続測定

### 水道水質に関する情報の公表

- ・ホームページ等により、お客さまに信頼性の高い水質検査結果を定期的にお知らせ

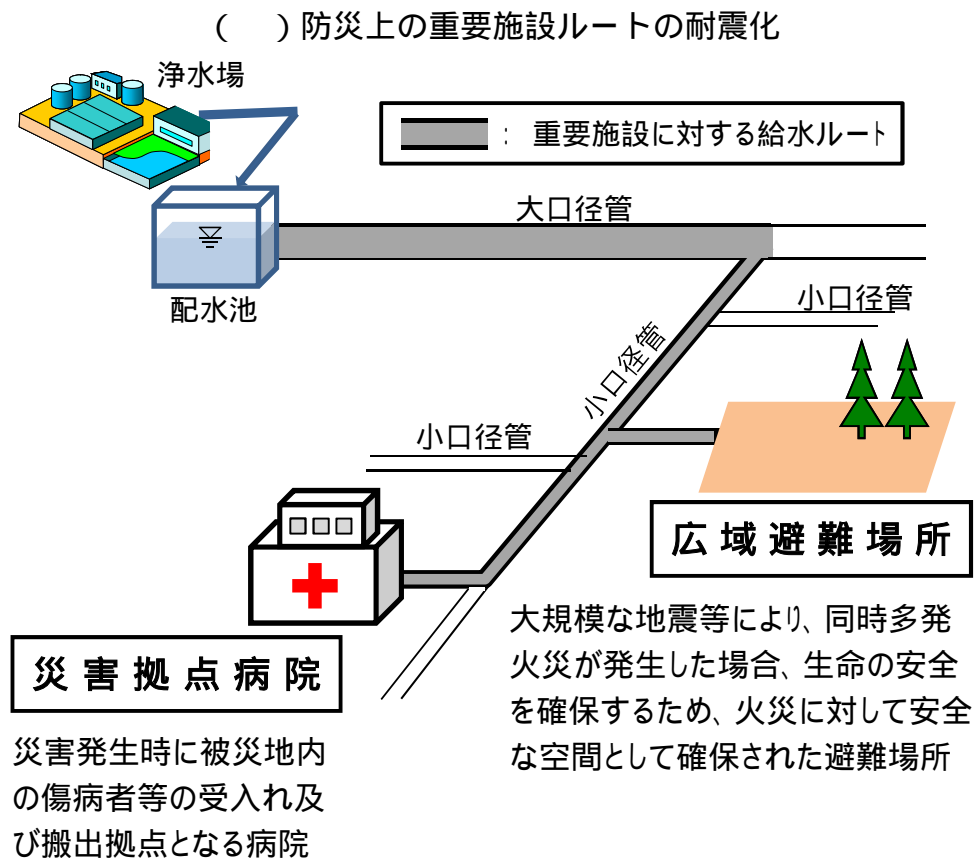
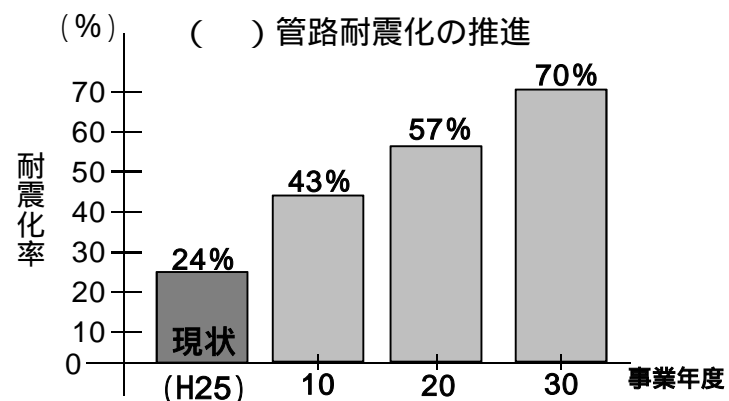
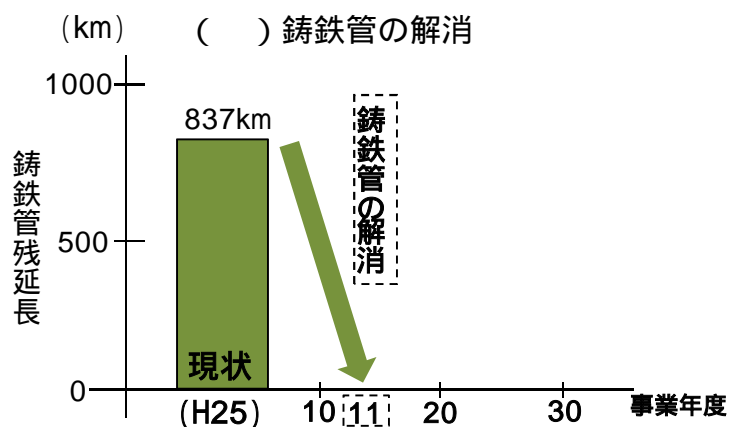
## 要求水準として設定

水道法(水質基準に関する省令)に定められた『水質基準』の遵守

さらに、これまで市が行ってきた『高水準な安心・安全のサービスレベル』を維持する水道水の製造・供給

## 施設整備(管路の整備)

- ( ) 鋳鉄管は、11事業年度末までに整備(解消)
- ( ) 管路耐震化率は、30事業年度末までに70%以上
- ( ) 広域避難場所や災害拠点病院などの防災上の重要施設(21拠点)に対する給水ルートは、30事業年度末までに耐震化



## 危機管理(地震・風水害の対応)

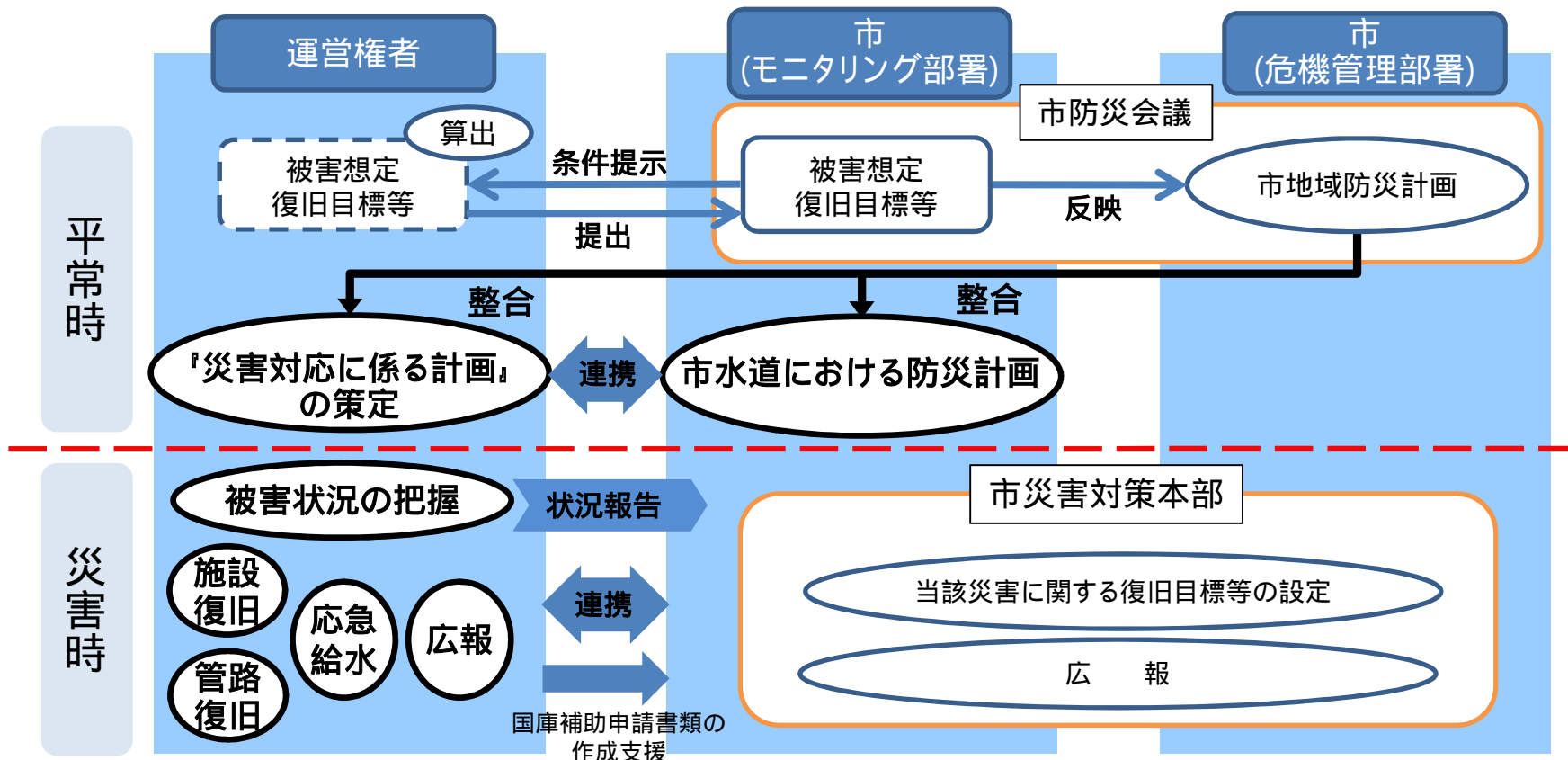
(平常時)

市が定める被害想定や復旧目標に基づき、事業継続に資する『災害対応に係る計画』を策定

『災害対応に係る計画』は、大阪市地域防災計画等と整合を図る

(災害時)

『災害対応に係る計画』に基づき、応急給水、施設復旧及び管路復旧等の応急対策活動を実施



## 危機管理(他都市及び民間団体との連携)

(平常時)

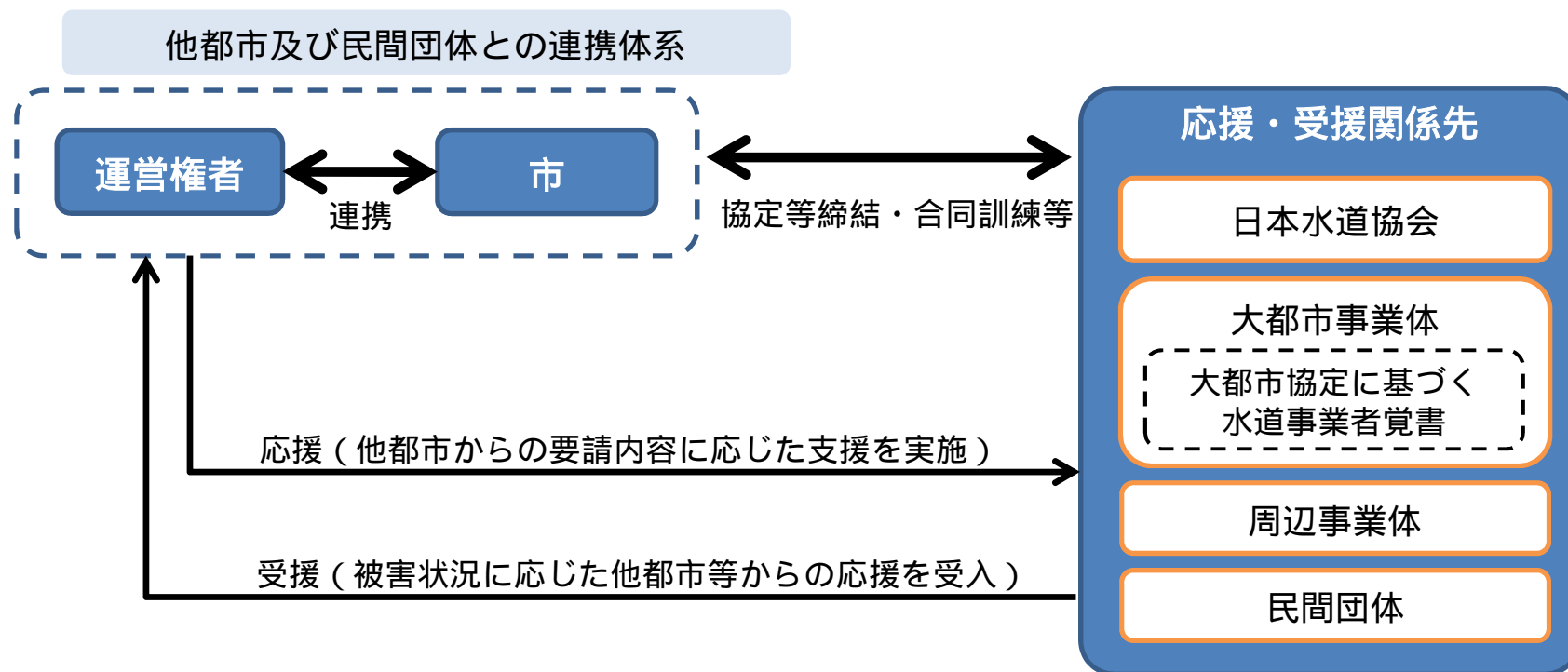
災害時応援協定の維持と拡充

受援計画の実効性を高めるための合同訓練の企画及び実施

他都市等への応援派遣に関する訓練の参加

(他都市被災時等)

災害時相互応援協定等を踏まえた応援要請内容に応じた相互支援



## (7) 市と運営権者におけるリスク分担

### 基本的な考え方

リスクの種類	責任者
通常の事業運営に伴うリスク	原則として、水道事業者である運営権者がリスクを負う
震災、風水害等の自然災害など不可抗力の事象により、水道施設に物理的損壊が生じた場合のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は施設所有者として、国庫補助など復旧に向けた財源を確保し、施設復旧計画を運営権者と協議の上策定する</li> <li>・一方、運営権者は、水道料金の収入の範囲内等において、復旧のために必要な対応を行う</li> <li>・国庫補助等の措置によっても、施設復旧及び事業継続の確保が困難な場合は、市による財政措置、水道料金の改定、事業期間の延長など、必要な措置を講じる</li> </ul>

運営権制度(上下分離方式)の特性を活かし、災害時等の非常時には市が主体的な役割を果たし、水道事業の公共性、事業持続性の担保に責任を持つ仕組み

以上の基本的考え方に基づき、市と運営権者のリスク分担表を策定



## リスク分担の例示

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	リスク分担	
			市	運営権者
不可抗力リスク	自然災害等による水道施設の損壊等 (豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等)	国庫補助の対象となるような大規模災害が発生し、水道施設の損壊が生じた場合		
		水道施設の損壊が、運営権者が通常行う維持管理の範囲内で対応できる場合		
	人的災害等による水道施設の損壊や安全性の問題 (戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、疫病等)	国庫補助の対象となるような大規模災害が発生し、水道施設の損壊が生じた場合、又は安全性の観点から水道水の供給を停止しなければならない場合		
		水道施設の損壊や安全性において、運営権者が通常行う維持管理や水質管理の範囲内で対応できる場合		
物価、金利等変動リスク	急激な物価、金利等の変動による給水原価の大幅な上昇	事業計画の前提条件を超える急激な物価、金利等の変動により、料金上限の改定やその他必要な措置を講じなければ、事業の持続性を確保できない場合		
		急激な物価、金利等の変動があったものの、他の要素の削減によって経営改善の余地がある場合		

注1) リスク分担欄で を付している方がそのリスクを負う。

注2) 一方に 、他方に を付している場合は、 側が主たるリスクを負い、 側も一定のリスクを負う。

上記以外で、市と運営権者のリスク分担として明確に定めておかなければならない、法制度(法令・条例改正等)、第三者賠償、市から運営権者への事業移管時(運営権実施契約後の事業開始遅延、施設瑕疵)、事業運営(原水不足、水質変化等)のリスクなどを、実施方針(案)の別紙3「リスク分担表」として整理している。

## (8) モニタリング モニタリングの主体

運営権者が要求水準書に定められた要求水準を達成し、業務を適正かつ確実に履行しているか確認し、評価するため、運営権者によるセルフモニタリング及び市によるモニタリングを実施する。

また、モニタリングの評価に際し、専門的・客観的立場からの意見を求めるため、外部有識者機関を市長の附属機関として設置する。

### 運営権者によるセルフモニタリング

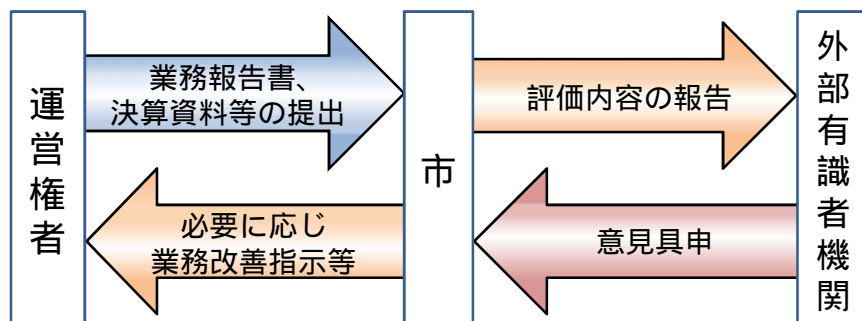
要求水準を適切に理解し、関係法令等に基づき業務を適正かつ確実に履行しているか自ら確認したうえ、その結果を業務報告書として市に提出する。また、決算資料等についても、市に提出する。

### 市によるモニタリング

業務報告書・決算資料等を基に、要求水準の達成状況・経営状況を確認し、評価する。必要に応じて、資料請求や実地調査等を実施する。

### 外部有識者機関による審査

市の評価結果に対して、運営権者の要求水準の達成状況、経営状況及び料金水準等について、専門的、客観的立場から審査し、市に意見を具申する。



役割	市のモニタリング結果に対する意見具申 水道料金の上限を改定する場合における 改定案の審査及び答申 10事業年度ごとに実施する「総合評価」の実施
設置根拠	地方自治法の規定により、条例に基づく市長の附属機関として設置
開催頻度	年2回程度(ただし、必要に応じ随時開催)
委員定数	7名以内(学識経験者、会計士、弁護士等)
任期	5年

## モニタリングの内容

種類	要求水準に関するモニタリング	経営モニタリング	料金定期レビュー	総合評価
時期	常時	毎事業年度の半期・期末	5事業年度ごと	10事業年度ごと
内容	<p>運営権者は、要求水準の達成状況を自ら日々確認し、業務報告書を市に提出する（セルフモニタリング）。</p> <p>市は、業務報告書の内容が要求水準に適合しているか確認する。</p>	<p>中間決算・本決算資料（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）に基づき、水道事業の健全な運営を阻害するおそれのある事象又は原因がないか確認する。</p>	<p>料金水準が、物価水準の動向や本事業の生産性・効率性及び料金水準の他都市比較等を勘案した適正な水準であるか確認し、料金上限の見直しの必要性について協議を行う。</p>	<p>過去10年間の状況から下記事項について総合的かつ詳細に評価し、運営権実施契約を継続することの妥当性について審査する。</p>
確認評価項目	<p>➢要求水準の達成状況例）・水質管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備計画</li> <li>・施設の維持管理</li> <li>・災害対応</li> <li>・給水、メーター点検</li> <li>・コンプライアンスの確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・地域との共生 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢財務状況の健全性</li> <li>➢運営権者の事業計画（マスタープラン・中期経営計画・単年度計画）に沿った事業の実施状況</li> <li>➢期間中における要求水準の達成状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢料金水準の適正性・妥当性</li> <li>➢当該時点での料金水準、事業計画に基づく今後5年間にわたる運営権者の健全経営の持続性</li> <li>➢過去5年間における中期経営計画の達成状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢過去10年間における要求水準の達成状況、事業計画の実施状況、財務・収支の状況、料金水準等</li> </ul>
実施主体	運営権者 市	運営権者 市 外部有識者機関	運営権者 市 外部有識者機関	市 外部有識者機関

## モニタリング結果に基づく業務改善等

市は、運営権者から提出された業務報告書等を基に要求水準の達成状況を確認し、評価する。

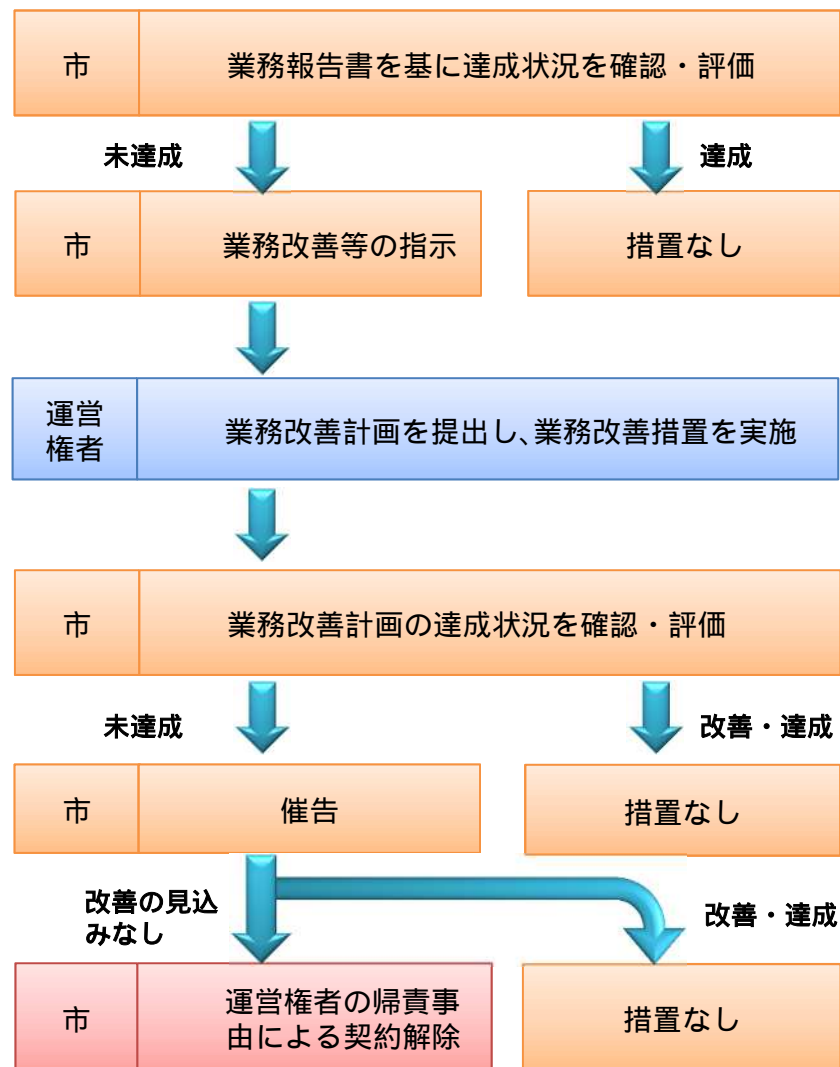
運営権者が要求水準を達成していなかった場合は、市は業務改善等の指示を行う。

運営権者は、業務改善計画を作成のうえ市に提出し、業務改善措置を実施する。

市は、運営権者による改善状況を確認し、評価する。

要求水準を達成していなかった場合は、市は催告を行う。

催告を行っても、なお正当な理由なく要求水準を達成しておらず、改善が見込めないと判断した場合は、市は運営権実施契約を解除する。



## (9) 水道料金の改定 水道料金の上限の決定

- ・市は、運営権者が徴収する水道料金の範囲について、条例において現行料金に準じて上限を定める。
- ・事業開始時の水道料金は、条例の上限範囲内で運営権者が決定する。

< 水道料金の上限（1か月あたりの基本料金及び従量料金） >

基本料金	従量料金	
	用途	1立方メートルについて
850円	一般用	10立方メートルまでの分 10円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 97円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 168円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 230円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 293円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 342円
	1,000立方メートルを超える分 358円	
	業務用	10立方メートルまでの分 10円
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 209円		
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 285円		
50立方メートルを超える分 358円		
湯屋用	10立方メートルまでの分 10円	
	10立方メートルを超える分 58円	

平成27年10月の料金改定内容を反映した税抜の金額。

## 料金上限を超える水道料金の改定手続き

### (ア) 市と運営権者による協議

市及び運営権者は、料金定期レビューによる場合のほか、次に掲げる事由が生じた場合は、料金上限の改定の必要性等について臨時に協議を行う。

#### 臨時協議の実施条件

- ・ 急激な物価変動による給水原価の大幅な上昇
- ・ 原水水質の変動に起因する施設、浄水処理方法、運転条件等の変更による給水原価の大幅な上昇
- ・ 水需要の減少による給水収益の大幅な減少
- ・ 水道料金に影響を及ぼす法制度等の変更
- ・ 資金調達に伴う借入利率の急激な上昇による給水原価の大幅な上昇
- ・ 不可抗力により、水道施設に物理的損壊が生じた場合で、現行の料金収入及び保険等の範囲内で復旧することが困難であると市が判断する場合
- ・ 社会経済状況等に鑑み運営権者が水道事業者として料金改定（上限範囲外）が必要と判断する場合

### (イ) 外部有識者機関の審査

料金定期レビュー又は臨時協議の結果に基づき、料金上限の改定が必要と市が判断した場合は、市は料金上限の改定案を、外部有識者機関に対して諮問する。

外部有識者機関は、料金上限の改定案について、審査を行い、市に対して意見具申を行う。

また、市が料金上限の改定を不必要と判断した場合又は料金上限の改定内容について市と運営権者が合意に至らない場合、市は、外部有識者機関にその旨を報告する。その際、運営権者は市に対して外部有識者機関への意見陳述の機会を求めることができる。

## 料金上限を超える水道料金の改定手続き(つづき)

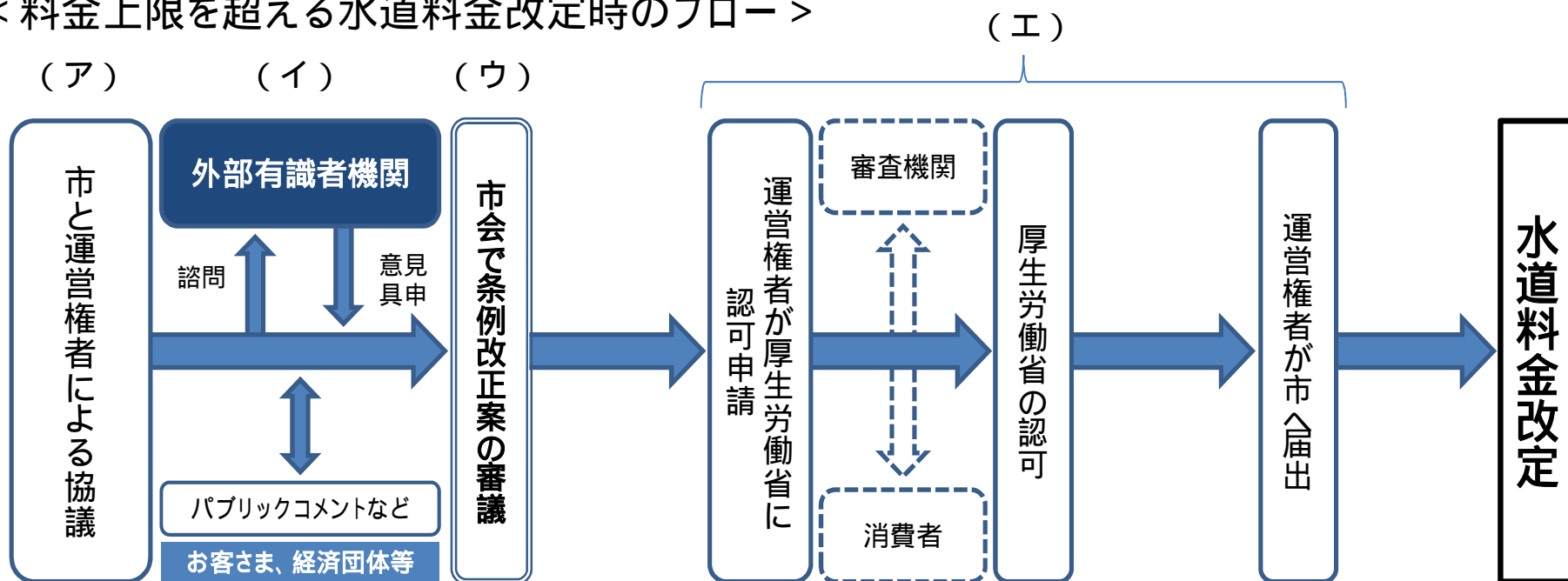
### (ウ) 市会での審議

市は、外部有識者機関の意見具申を踏まえて、関連条例の改正案を市会へ議案上程を行うなど、必要な手続きを進める。

### (エ) 国への認可申請等

運営権者は、市会で議案が可決された後、厚生労働大臣による水道料金等の供給条件の変更の認可を受けなければならない。また、当該変更の認可を受けた後、供給規程を市に届けなければならない。

### < 料金上限を超える水道料金改定時のフロー >

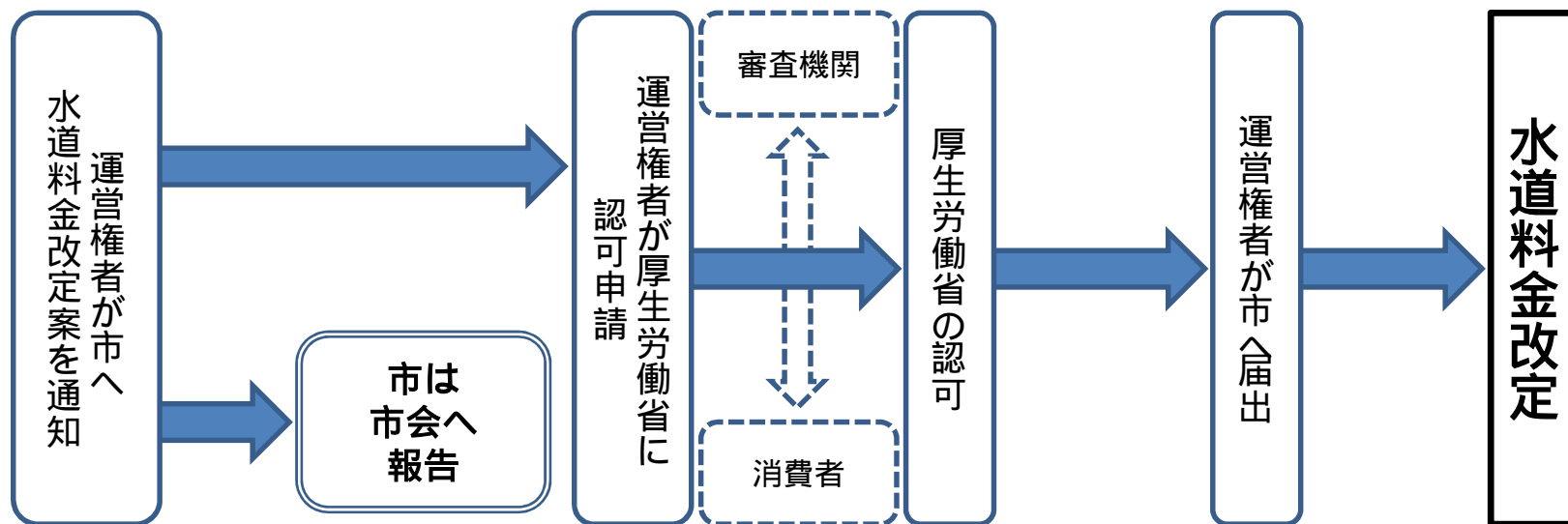


## 料金上限の範囲内における水道料金の改定

運営権者は、自らの判断で、料金上限の範囲内において水道料金の改定を行うことができる。その際、市に対して料金改定案を通知する。一方で、市は市会に対して改定内容についての報告を行う。

なお、改定に当たっては、厚生労働大臣による水道料金等の供給条件の変更の認可を受けなければならない。また、当該変更の認可を受けた後、供給規程を市に届けなければならない。

### < 料金上限の範囲内における料金改定時のフロー >





## < 参考 > 市会の審議・議決等

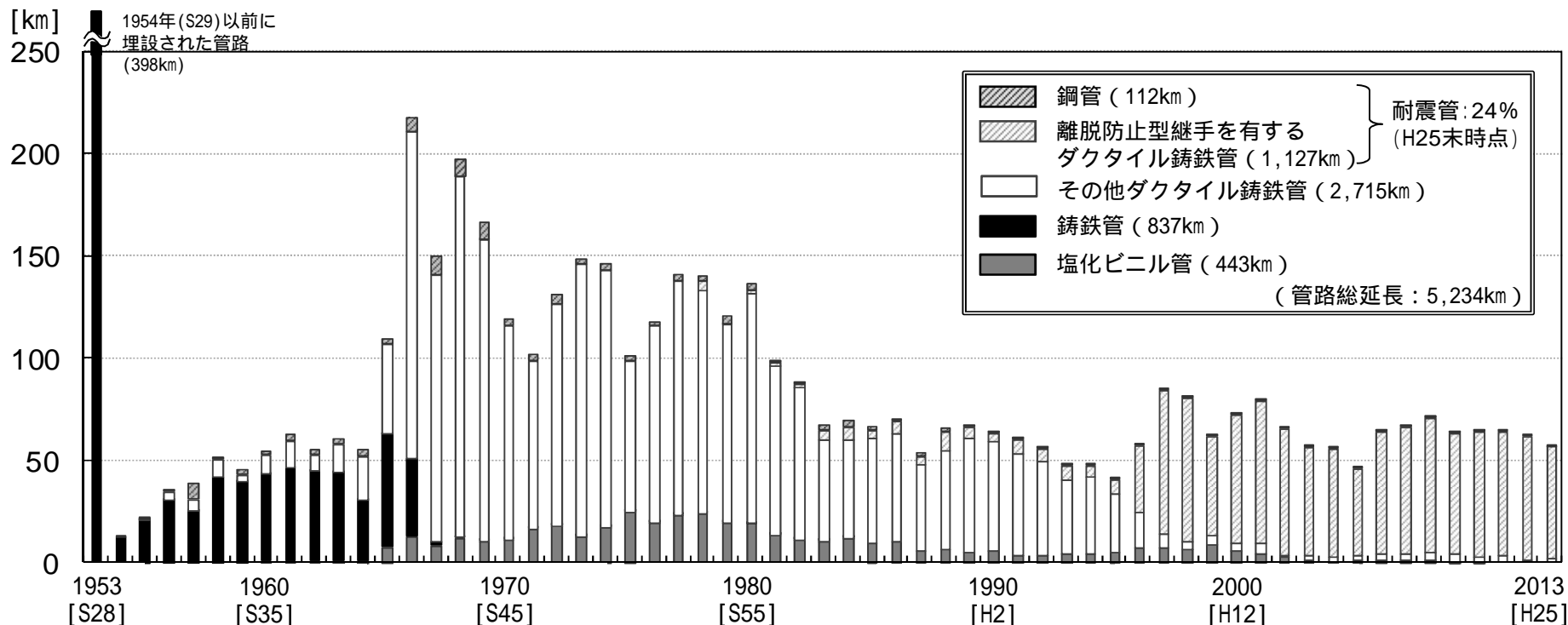
- ・ 運営権制度を活用するためには、「実施方針に関する条例の制定」及び運営権者に「運営権を設定」するための議決が必要（下記 及び ）
- ・ また、事業開始後も、公共性・事業持続性を確保する観点から、料金上限の見直しや運営権の移転にあたり、議会の議決を必要としている。

	市会の審議事項	根拠法令
	実施方針に関する条例を制定（議決） （内容）民間事業者の選定の手続、運営権者が行う運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項、その他必要な事項	水道事業設置条例の改正、PFI法第18条
	運営権の設定について議会議決	PFI法第19条
	株式売却に関する議会議決（予定価格1億円以上）	地方自治法第96条第2項の規定による議会が議決すべき事件に関する条例
	料金の上限や運営権実施契約の内容を見直す際の議会議決	水道事業設置条例の改正
	市（水道事業会計）の予算の議決、決算の認定	地方公営企業法第24条、第30条
	運営権者の財務状況等の業務実績等の報告	
	外部有識者機関の設置	水道事業設置条例の改正
	運営権の移転に関する市の許可に対してあらかじめ行う議会議決	PFI法第26条

# 4 . 施設更新等

## (1) 管路更新

### 水道管の現状・課題

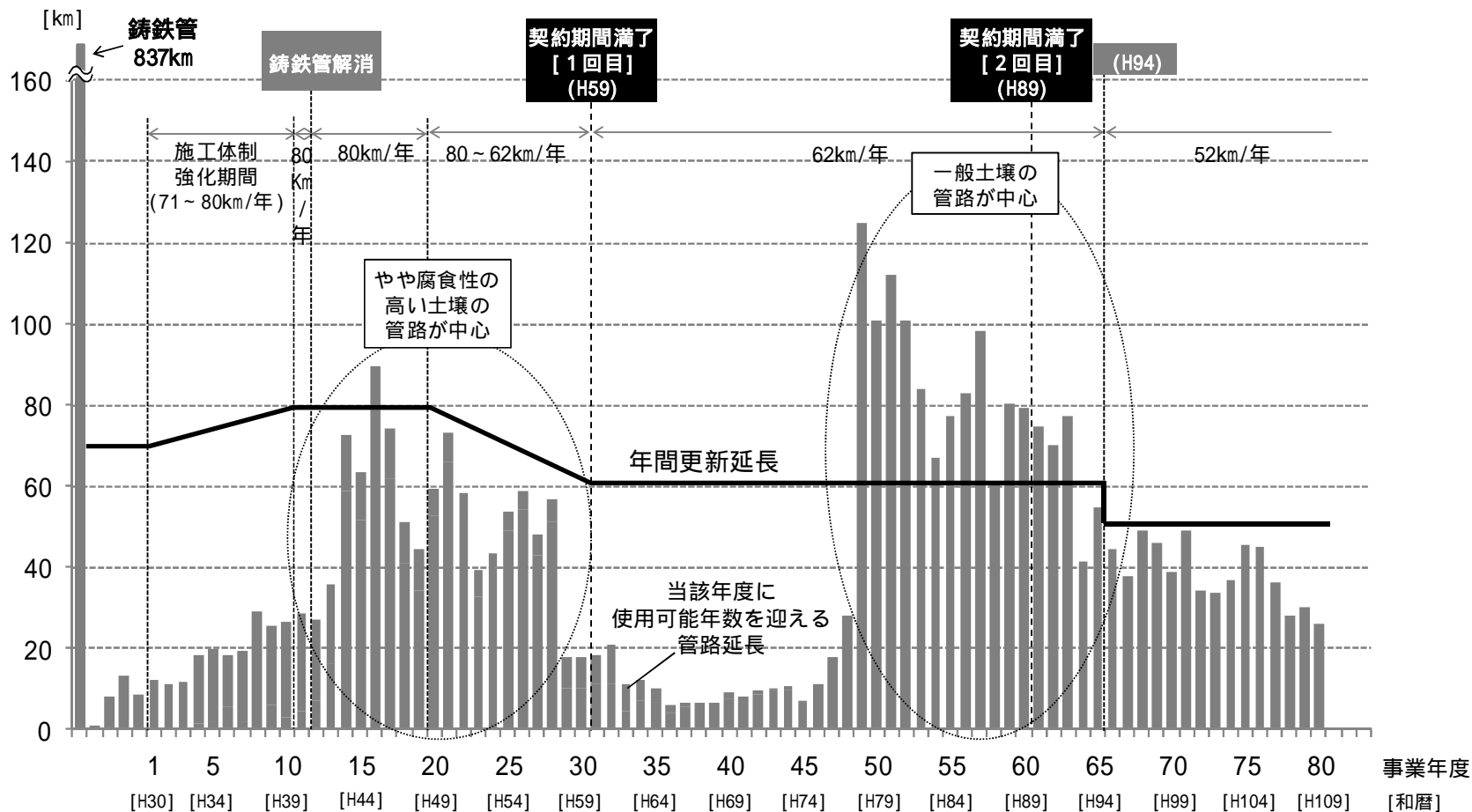


- ・ 管路の耐震化率（離脱防止型継手を有するダクタイル鋳鉄管及び鋼管の割合）は、全体の2割程度であり、高い水準にあるとは言えない。
- ・ 震度7クラスの大きな揺れが想定される上町断層帯地震に加え、今後30年間の発生確率が70%である南海トラフ地震の被害想定が大きく見直されるなど、地震対策に関する切迫性がさらに高まっている。
- ・ アセットマネジメント の適用により、管路の機能や布設年数に応じた更新整備を行っていく必要がある。

中長期的な視点に立ち、法定耐用年数にとらわれない、管路本来の使用可能年数による更新サイクルの延伸や、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化などにより、全体事業費を削減する手法

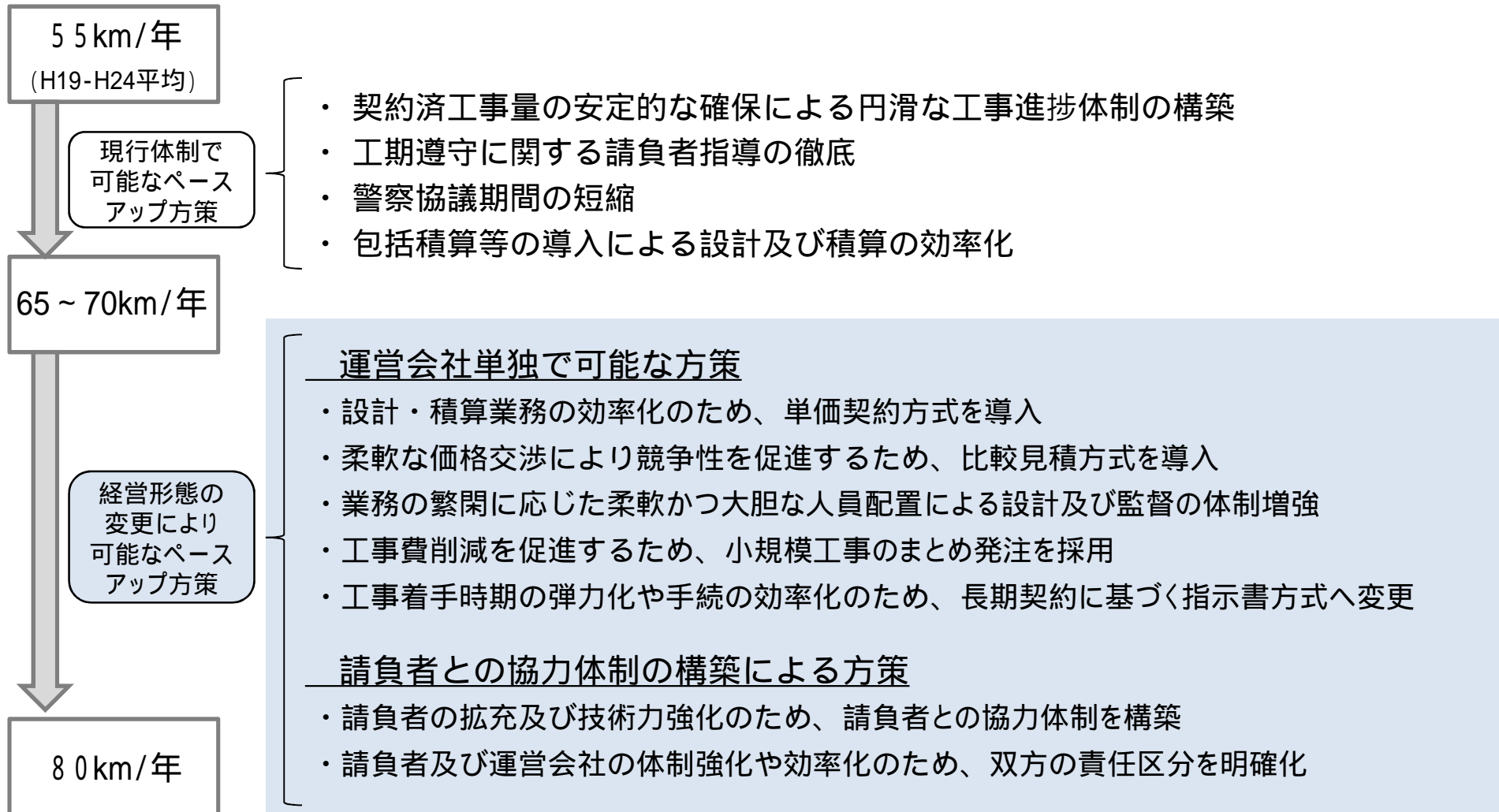
## 管路更新計画

- ・ 今後、11事業年度末を達成目標として鑄鉄管の解消を図るとともに、30事業年度末までに、防災上の重要施設に対する給水ルートの耐震化を含め、管路耐震化率を70%以上とする。
- ・ このため、施工体制の強化等により年間最大80kmまで管路更新のペースアップを図り、優先的に鑄鉄管を解消する。
- ・ 鑄鉄管の解消後は事業量を平準化しつつ、30事業年度末までに約2,200kmの管路を更新する。



## 管路耐震化ペースアップに向けた取り組み

- ・ 民間事業者としての強みを生かした管路耐震化のペースアップの実現により、ライフライン事業者として求められる社会的責任を果たす。



## 請負者との協力体制の構築

- ・ 管路更新ペースアップに対応するため、請負者との協力体制の構築により、安全管理や地元調整などの業務を請負者が主体的に管理する体制に移行する。
- ・ これらの体制を実現するためには、より高い施工マネジメント能力を請負者に求める必要があるため、業者選定においては、資格の取得による能力向上や工事实績を通じた力量評価を導入し、公正かつ客観的な選定プロセスとする。
- ・ 参入機会の公平性や業者選定プロセスの透明性を確保した制度とし、その移行にあたっては常に検証を重ねる。

### 体制構築によるメリット

- ・ 運営会社 : 業務の軽減による効率化  
 施工準備期間の圧縮や経費の低減
- ・ 請負者 : 長期契約に基づく安定的な施工体制の構築  
 (人員・資機材の計画的な調達、施工ノウハウの蓄積による技術レベルの向上)

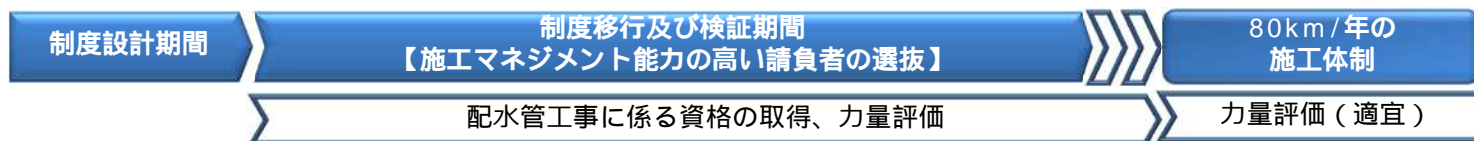
### 請負者に求める施工マネジメント能力

工事の着手から完了までの一連の作業において、工程や品質など、全体的なマネジメントを主体的に実施できる能力。

- ・ 安全管理における計画作成や、それらの円滑な実行ができること。
- ・ 自身が主体的に、関係機関との調整及び交渉ができること。
- ・ 地元調整に係る具体的な計画作成や、施工日時等の調整が円滑にできること。
- ・ 不測の事態が発生した場合でも、施工順序や工程変更等の柔軟な対応により、工期を遵守することができること。

など

### 実施に向けたスケジュール



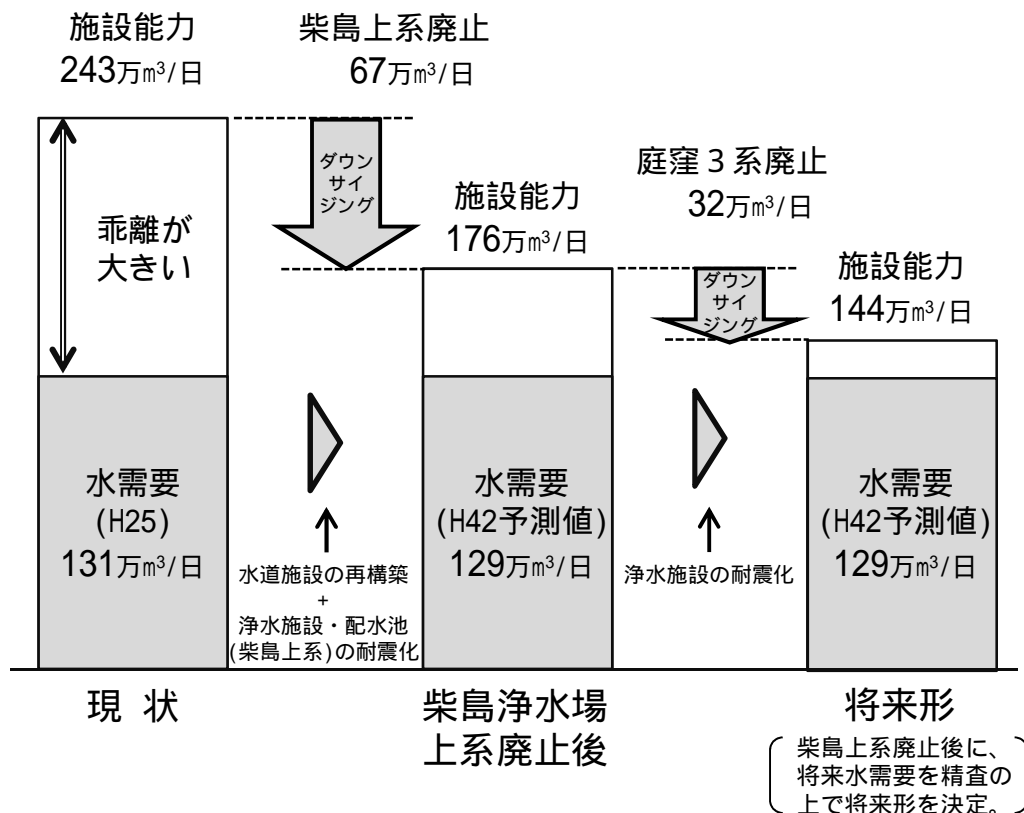
- ・ 体制構築完了後も、工事实績や力量評価により、適宜、請負者との協力体制の見直しを行う。

## (2) 浄水場のダウンサイジング及び耐震化

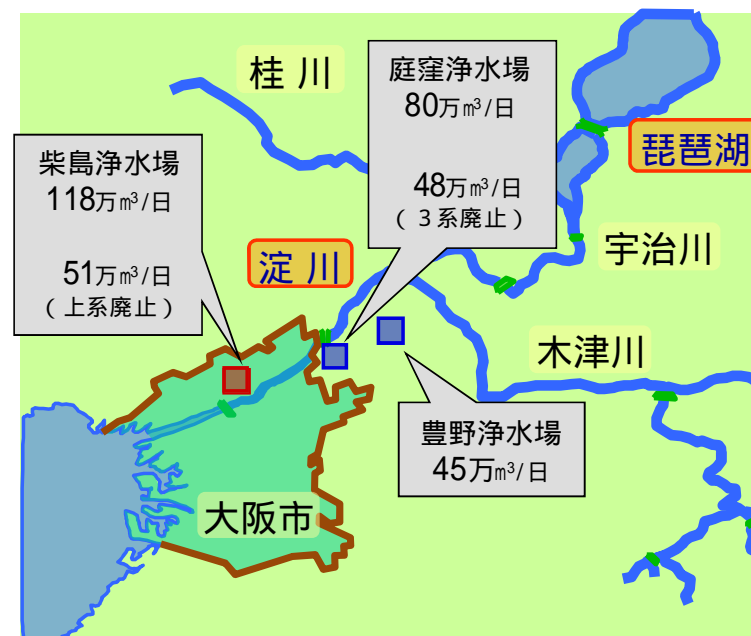
### ダウンサイジングの考え方

取水地点の分散によって、水源水質事故・渇水・津波等への対応時におけるリスクの低減が可能な現在の施設配置形態を保持しつつ、施設能力と水需要の乖離を解消するため、将来水需要に見合う施設能力へダウンサイジングする。

### ダウンサイジングの考え方

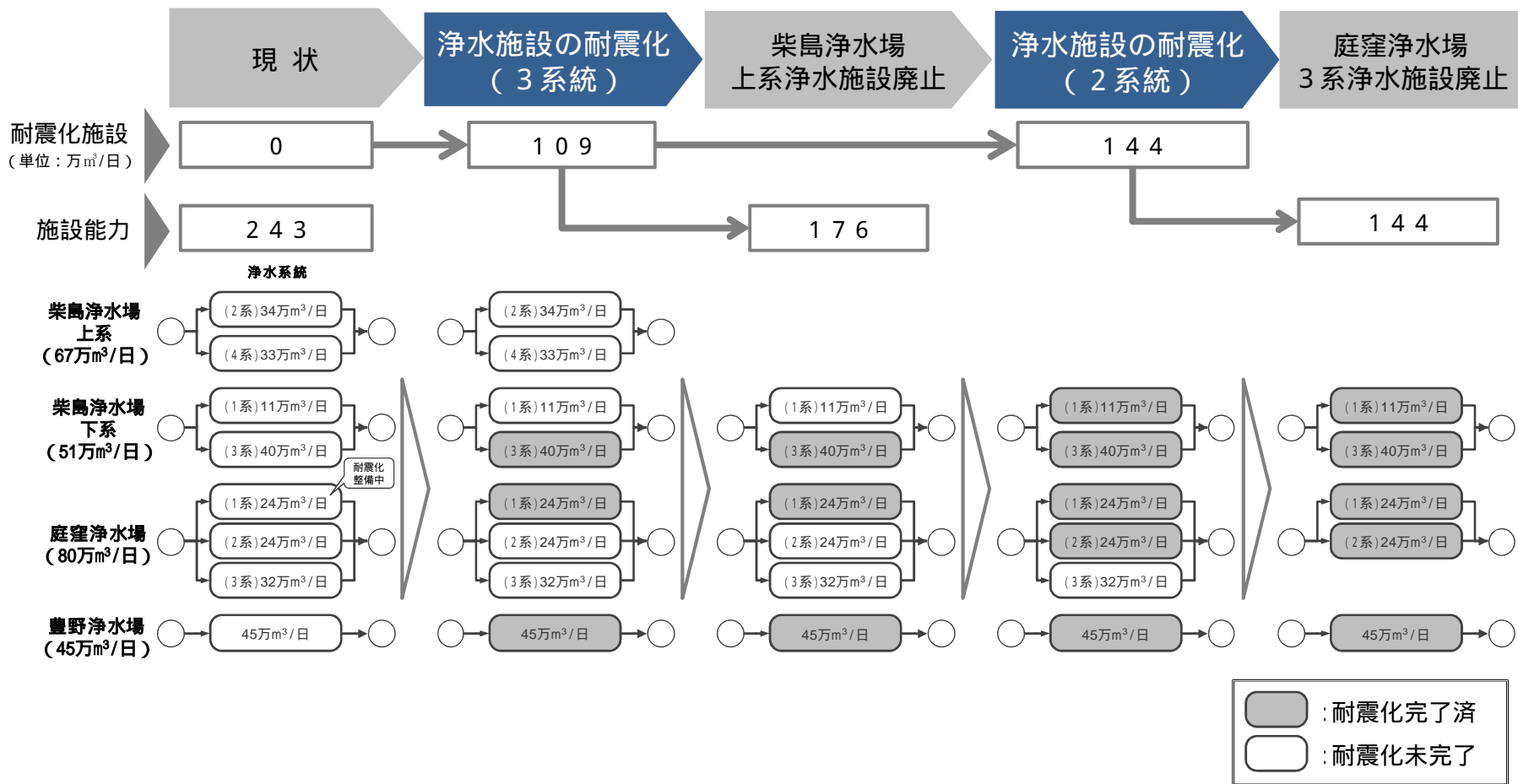


### 浄水場位置図



## ダウンサイジング及び耐震化の進め方

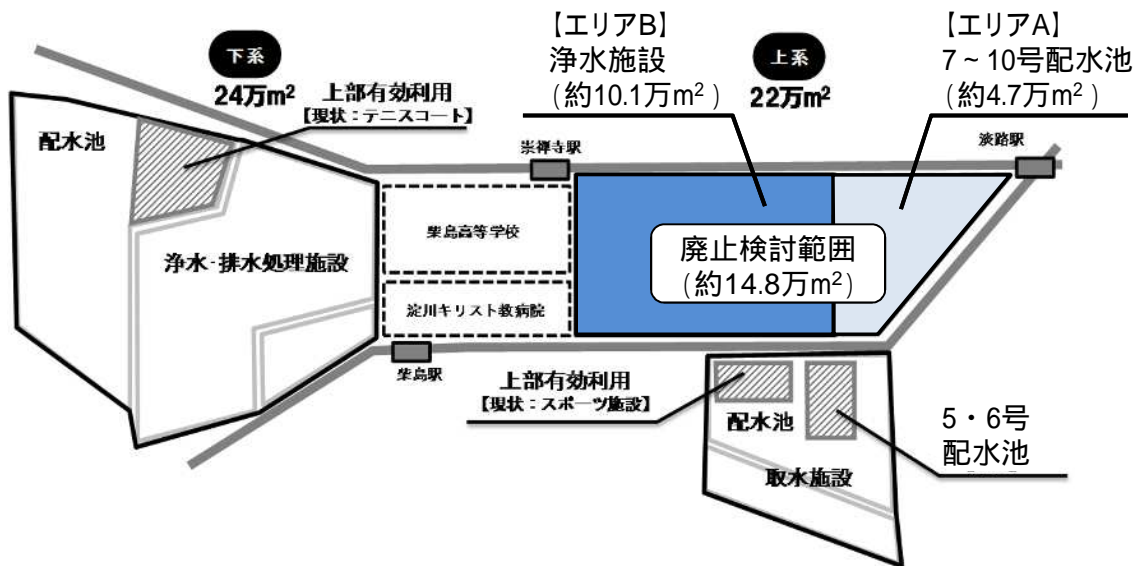
現在保有している8つの浄水系統のうち、5系統の耐震化整備を着実に進める。  
 また、これらの進捗にあわせて、柴島浄水場上系（2系・4系）と庭窪浄水場3系を段階的に廃止する。



## 柴島浄水場上系の用地の利活用

将来の水需要や事業性を考慮したダウンサイジングと、「グランドデザイン大阪」における柴島浄水場の利活用の2つの視点から、柴島浄水場上系の廃止による用地の利活用を図る。用地の利活用にあたっては、効果的な用地活用形態となるよう、地域の意見も聞きながら、関係先と調整の上、検討を進める。

### 柴島浄水場上系廃止範囲



### < 参考 > グランドデザイン大阪



柴島浄水場上系の廃止にあたっては、早期に用地の利活用が可能となるよう、廃止に先立つ施設整備が比較的少ないエリア A を先行する形で、段階的に廃止する。

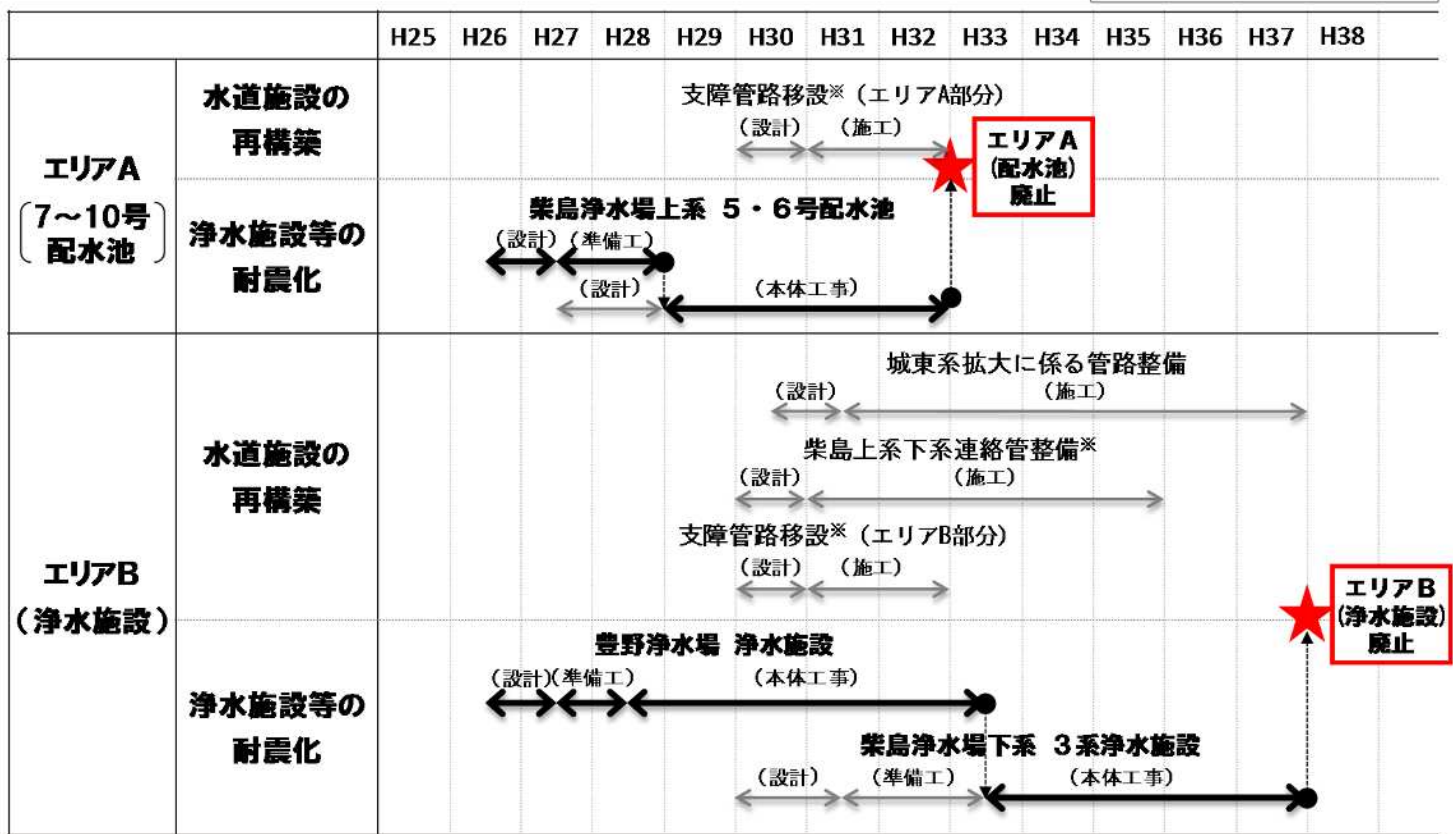


柴島浄水場上系の廃止に先立ち、次の施設整備を行う必要がある。

- ・ 水道施設の再構築 : 柴島浄水場上系からの配水区域へ他の系統から配水するために必要な管網整備や、廃止検討範囲における埋設管路の移設
- ・ 浄水施設等の耐震化 : 浄水施設（柴島3系、豊野）及び柴島5・6号配水池の耐震化

柴島浄水場上系の廃止に関連する工事工程表

↔ : クリティカルパス  
【他の工程と並ねることができない最短の工程】



支障管路移設と柴島上系下系連絡管整備の工事時期・位置等については、今後詳細調整が必要

## 5 . 運営会社における契約事務

### (1) 契約事務に係る基本的な考え方

現行の契約事務は、公契約として契約の競争性・透明性・公正性の確保が求められ、地方自治法をはじめとする法令・条例・規則等の適用を受けるほか、さらに契約事務手続に関する詳細な基準・ルールを定めて、本市全体で統一的な運用を図っている。



経営形態を見直しても、契約の透明性・公正性が重要であることに変わりはなく、関係法令を遵守して、適正・適切な契約事務を進めることが必要である。



コンプライアンスの徹底はもとより、コスト低減や契約の履行品質の確保を前提とした、効率的な事業運営に資する契約ルールの構築と契約事務に係るチェック体制の確立など、民間企業の事例を参考に具体的な制度設計を行う。

## (2) 経営形態の見直しに伴う契約事務の改善

### 課題

- ✓ 一般競争入札には公示期間の設定が必要など、契約締結までに時間がかかる。  
(事前調整・発注から契約まで約2～3か月)
- ✓ 分離・分割発注の方針の下、小規模な発注が多くなっている。
- ✓ 単年度契約の原則により、毎年同じ案件を繰り返し発注している。
- ✓ 一律に一般競争入札により業者決定しており、個別案件ごとの特色に応じた発注となっていない。

### 改善策

- 一般競争入札から、指名競争入札や比較見積方式へと段階的に移行する。
- 小規模案件のまとめ発注を適切な範囲で進める。
- 「買入・保守」「設置工事・保守」「異種工事」等の一括発注方式を進める。
- 複数年契約、長期契約を積極的に進める。
- ネット通販 や リバースオークション など、柔軟な契約手法を導入する。

リバースオークション：売り手が買い手を選定する通常のオークションと異なり、買い手が売り手を選定する逆 (Reverse) のオークション

### 効果

- ・ タイムリー・スピーディーな調達により、契約締結までの期間短縮を図る。
- ・ 発注件数の削減や柔軟な契約手法の導入により、定例的な事務作業を軽減するなど、契約事務の効率化を図る。
- ・ 小規模案件のまとめ発注による間接費の縮減や、スケールメリットの発揮による落札額の低下など、契約金額の低減を図る。